

水の事故に注意

これからの
 時期は、海や
 川、湖などへ
 出かける人が
 多くなるた
 め、水の事故
 に十分注意し
 ましょう。



- 水の事故を防ぐポイント
- 子どもから目を離さない
- 海・川・湖などで遊ぶときは、ライフジャケットを着用する
- 立入禁止区域に入らない
- 危険な場所には近づかない
- 気象情報に注意する

閏
 危機管理課 (☎025・520・5665)

5月は消費者月間です

消費者を
 取り巻く取
 り引きや
 サービス、
 コミュニ
 ケーション
 などが急速
 に変化し、利便性が増す一方、
 リスクも多様化しています。
 消費生活センターでは「ス
 マートフォンで注文した初回



「消費者庁イラスト集より」

お知らせ

もよおし・講座

募集

無料相談

安価な商品が、実は継続購入の品物だった」といったデジタル化に伴うトラブルのほか、悪質商法や多重債務問題などを消費者が自力で解決できる

よう、専門の相談員がアドバイスや情報提供を行っています。デジタル時代の消費生活を楽しむため、一人で悩まず、まずは相談してください。

時相談時間 11月～金曜日の午前8時30分～午後5時15分
 閏消費生活センター (☎025・525・1905)

大雨による洪水に備えましょう

5月は「水防月間」です。梅雨や台風の時節を迎えると大雨により川が氾濫するなどの洪水災害の危険性が高まります。いざというときのために、日頃から洪水ハザードマップや避難所の位置などを確認し、日ごろから災害に備えましょう。



詳しくは



520・5665

閏危機管理課 (☎025・520・5665)

商業振興に関する支援制度

① 申し込み・問合せ…①、②、③＝商業・中心市街地活性化推進室 (☎025-520-5734)、④＝産業政策課 (☎025-520-5729)

項目	支援内容	対象	受付期間	市ホームページ
①空き店舗などへの出店	中心市街地および13区の商業地の活性化に向け、対象区域内の空き店舗などを活用した商業施設の出店や事務所の開設にかかる改装など	個人事業主または法人	随時 (予算額に達し次第終了)	
②商店街などの環境整備に係る改装	商店街組合などが行う利便性の向上や環境維持を目的とした共用施設の改装など	商店街振興組合または商工振興会など、任意に組織された商工団体	12月27日☉まで (予算額に達し次第終了)	
③地域商業の活性化につながる取り組み	商店街組合や商工団体などが行う地域商業の活性化につながる取り組み ※プレミアム付商品券の発行も可能	商店街振興組合、小売業・サービス業の事業協同組合、商工会、商工会議所、中小企業者による任意組織など		
④中小企業者などが行うイノベーション推進の取り組み	新商品や新サービスの開発、新事業分野への進出、DXの推進など、経営革新に資する新たな取り組み	市内に主たる事業所を持つ中小企業者など	5月1日☉～ 10月31日☉まで (予算額に達し次第終了)	

5月分の都市ガス料金

問合せ…ガス水道局総務課 (☎025-522-5518)

5月分の都市ガス料金(一般契約料金)は、原料費調整制度による令和5年12月～令和6年2月のLNG等平均原料価格(貿易統計値)による調整を行ったほか、国の補助金を活用して1㎡当たり15円を値引きします。

使用量区分	1㎡当たりの単価(税込)
0～25㎡	144.59円
26～150㎡	142.82円
151㎡以上	141.36円

前月検針分に比べ1㎡当たり1.40円の値上げとなります。
 ※基本料金は変わりません。